



新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

集団接種を実施しています

3回目・4回目の接種を受けやすくするため、かかりつけの医療機関がない人などを対象に、集団接種を実施しています。現在、8月20日（土）実施分の予約を受け付けています。

集団接種日	予約受付期間
8月20日(土)	8月1日(月)～17日(水)

▼対象 3回目…18歳以上の人／4回目…次のいずれかに当てはまる人

①接種日の時点で60歳以上の人／②18歳～59歳で、基礎疾患がある人や新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める人

▼使用ワクチン 武田／モデルナ社ワクチン

▼接種場所 鳴海病院（品川町）

▼申し込み方法 接種券を手元に準備の上、下記のコールセンターへ電話で予約を。

武田社ワクチン（ノバックスワクチン）の接種

8月2日（火）から、8月22日（月）実施分の予約を開始します。アレルギー等でワクチン接種を見合わせていた人や、アストラゼネカ社ワクチンを接種した人は、接種をご検討ください。



接種日	予約受付期間
8月22日(月)	8月2日(火)～17日(水)
9月12日(月)	8月23日(火)～9月7日(水)

▼対象 18歳以上の人（1～3回目接種）

※1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず接種可能／3回目接種の人は、2回目の接種から6カ月経過後に接種可能。

▼接種場所 鳴海病院（品川町）

▼申し込み方法 接種券を手元に準備の上、下記のコールセンターへ電話で予約を。

■問い合わせ先 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎ 0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み）、その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室（☎ 38-3190）



空き家に関する役立つ情報をお知らせします

■問い合わせ先 建築指導課空き家対策係（☎ 40-0522）

相談窓口

本誌21ページに掲載の「空き家の無料個別相談会」にも、ぜひご参加ください。

弘前圏域空き家・空き地バンク

空き家・空き地バンクは、弘前圏域8市町村の空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたいまたは空き家を貸したい所有者の物件を登録し、ホームページに公開する制度です。その情報を見て、買いたいまたは借りたいという移住・定住希望者や利活用希望者と所有者との橋渡しを行っています。



○登録のメリット

バンクに登録すると、ホームページに空き家等の情報が掲載されます。より多くの人に情報が届くことで、空き家等が売れる確率は高くなります。

また、バンクに登録された弘前市の空き家・空き地を購入する人、空き家を賃借する人、空き家を解体する人、動産を廃棄する人に右の補助金が交付されます。

弘前市空き家・空き地利活用事業費補助金

空き家・空き地・解体更地渡しの土地の購入、賃借、空き家の解体、動産の廃棄に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。現在、令和4年度分を受付中です。空き家・空き地の利活用を考えている人は、ぜひ補助金の利用をご検討ください。

補助対象者	補助対象経費	補助率
①空き家を購入する人	空き家の購入費用	2分の1 (限度額 20万円★)
②空き地を購入する人	空き地の購入費用	2分の1 (限度額 30万円★)
③市外からの移住者で空き家を賃借する人	3年間分の賃借料	2分の1 (限度額 25万円★)
④空き家を解体する人	解体費用	2分の1 (限度額 50万円)
⑤動産を廃棄する人	動産廃棄費用	2分の1 (限度額 5万円)

★…子育て世帯、移住者、3年以上バンクに登録された物件に該当する場合は、限度額にそれぞれ10万円を上乗せ（③は子育て世帯、3年以上バンクに登録された物件に該当する場合のみ上乗せ）。

令和4年度の非課税世帯を追加

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給対象が一部変更になりました。※令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（家計急変世帯を含む）の対象となった世帯（未申請および辞退を含む）は対象になりません。

▼支給対象世帯

①住民税非課税世帯…令和3年12月10日時点で日本国内の市区町村に住居登録があり、基準日（令和4年6月1日）時点で弘前市に住居登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税が「均等割非課税」の世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族だけからなる世帯は除きます。

②家計急変世帯…令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員が「住民税均等割非課税相当」の収入となった世帯

▼手続き方法

①住民税非課税世帯…対象となる可能性がある世帯に、確認書または申請書を7月下旬から送付しています。内容を確認の上、返送してください。

※対象と思われるのに書類が届かない場合や、令和4年1月2日から5月31日までの間に、離婚・死別などにより世帯の状況に変化があった場合、確定申告の修正により住民税均等割が非課税となった場合は、ご相談ください。

②家計急変世帯…申請が必要です。福祉総務課臨時特別給付金担当へお問い合わせください。

▼申請期限 ①10月28日、②9月30日

【原油価格・物価高騰に伴う臨時生活支援助成金】

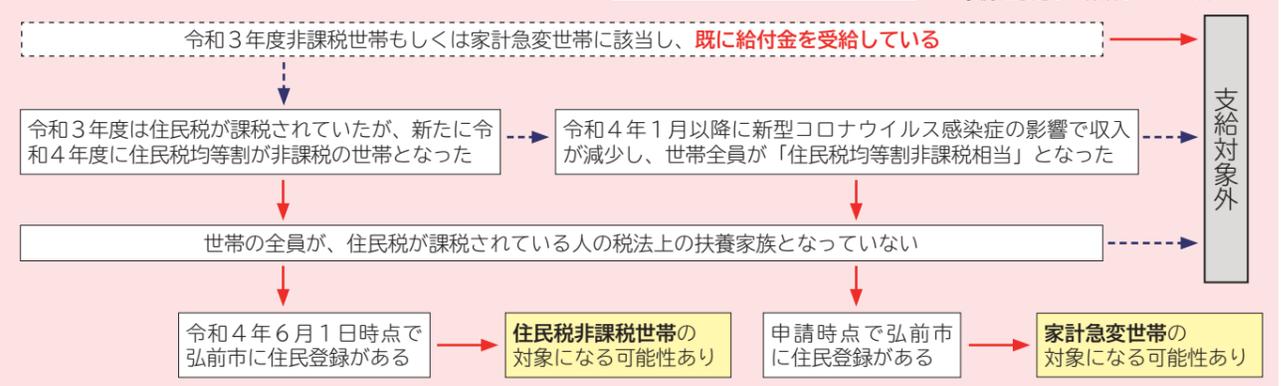
市では、支給対象世帯①の世帯に、高騰が続く電気料金など生活に係る費用を支援するため、1世帯につき1万円を支給します。

▼手続き方法 支給対象世帯①に該当した場合、確認書等を返送することで手続きは完了します。※支給は、臨時特別給付金と合わせて、指定する口座に振り込みします。

■問い合わせ・申請先 福祉総務課臨時特別給付金担当（☎ 40-0460）

支給対象となる可能性がある世帯（令和4年度）

はい → いいえ → ※このフローチャートは、一般的な事例を想定して作成しています。



更新手続きを忘れずに

介護保険負担限度額認定証の更新手続き

令和3年度の介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和4年7月31日（日）です。8月1日以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中に忘れずに更新申請をしてください。

なお、更新申請の際は、預貯金などを証明する添付書類が必要です。

▼申請時に必要なもの 利用者の印鑑（代理人が

申請する場合）、利用者の通帳や有価証券などの写し（利用者に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要）

■問い合わせ・申請先 介護福祉課介護給付係（市役所1階、☎ 40-7071）、岩木総合支所民生課（岩木庁舎1階、☎ 82-1628）、相馬総合支所民生課（相馬庁舎1階、☎ 84-2113）